



鳥取県公報

平成 25 年 4 月 18 日 (木)
号外第 59 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (337) (経営支援課)	2
	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正 (338) (水産課)	3
	漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正 (339) (〃)	4
	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正 (340) (〃)	4

告 示

鳥取県告示第337号

平成23年鳥取県告示第496号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成25年4月18日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成25年4月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号。以下「規則」という。）<u>第3条第1項及び第2項</u>の規定に基づき、農業近代化資金の利子補給率を次のとおり定め、平成23年9月1日から施行する。</p> <p>平成18年鳥取県告示第230号（農業近代化資金の利子補給率について）は、平成23年8月31日限り廃止する。ただし、同日以前に規則第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。</p> <p>1 略</p> <p>2 規則第3条第2項の利子補給率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> 利子補給率を上乗せする資金 規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>8年以内であるものに限る。</u>）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.175パーセントの割合で利子補給金を交付するもの </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> 上乗せする率 年0.175パーセント </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>8年を超え9年以内であるものに限る。</u>）のうち市町村が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの </td> <td style="padding: 5px;"> 年0.225パーセント </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 規則別表第1号、第5号又は第 </td> <td style="padding: 5px;"> 年0.275パー </td> </tr> </table>	利子補給率を上乗せする資金 規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>8年以内であるものに限る。</u> ）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.175パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	上乗せする率 年0.175パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>8年を超え9年以内であるものに限る。</u> ）のうち市町村が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.225パーセント	規則別表第1号、第5号又は第	年0.275パー	<p>鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号。以下「規則」という。）<u>第2条第1項及び第2項</u>の規定に基づき、農業近代化資金の利子補給率を次のとおり定め、平成23年9月1日から施行する。</p> <p>平成18年鳥取県告示第230号（農業近代化資金の利子補給率について）は、平成23年8月31日限り廃止する。ただし、同日以前に規則第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。</p> <p>1 略</p> <p>2 規則第3条第2項の利子補給率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> 利子補給率を上乗せする資金 規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>7年以内であるものに限る。</u>）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.175パーセントの割合で利子補給金を交付するもの </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> 上乗せする率 年0.175パーセント </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>7年を超え9年以内であるものに限る。</u>）のうち市町村が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの </td> <td style="padding: 5px;"> 年0.225パーセント </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 規則別表第1号、第5号又は第 </td> <td style="padding: 5px;"> 年0.275パー </td> </tr> </table>	利子補給率を上乗せする資金 規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>7年以内であるものに限る。</u> ）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.175パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	上乗せする率 年0.175パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>7年を超え9年以内であるものに限る。</u> ）のうち市町村が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.225パーセント	規則別表第1号、第5号又は第	年0.275パー
利子補給率を上乗せする資金 規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>8年以内であるものに限る。</u> ）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.175パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	上乗せする率 年0.175パーセント												
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>8年を超え9年以内であるものに限る。</u> ）のうち市町村が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.225パーセント												
規則別表第1号、第5号又は第	年0.275パー												
利子補給率を上乗せする資金 規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>7年以内であるものに限る。</u> ）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.175パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	上乗せする率 年0.175パーセント												
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>7年を超え9年以内であるものに限る。</u> ）のうち市町村が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.225パーセント												
規則別表第1号、第5号又は第	年0.275パー												

8号に掲げる資金（償還期限が9年を超え <u>11年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	セント	8号に掲げる資金（償還期限が9年を超え <u>10年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	セント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>11年を超え13年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年0.325パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.325パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>10年を超え12年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年0.325パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.325パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>13年を超え15年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年0.375パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.375パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>12年を超え13年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年0.375パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.375パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年0.45パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	<u>年0.45パーセント</u>	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が13年を超え15年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.425パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.425パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年0.45パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	<u>年0.45パーセント</u>	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年0.55パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	<u>年0.55パーセント</u>

鳥取県告示第338号

平成23年鳥取県告示第497号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成25年4月18日前に鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年鳥取県規則第61号）第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成25年4月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 略	1 略
2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率	2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率

<table border="1"> <tr> <th>利子補給率を上乗せする資金</th> <th>上乗せする率</th> </tr> <tr> <td>規則別表第 3 号又は第 4 号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年<u>0.45</u>パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td>年<u>0.45</u>パーセント</td> </tr> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第 3 号又は第 4 号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年 <u>0.45</u> パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 <u>0.45</u> パーセント	<table border="1"> <tr> <th>利子補給率を上乗せする資金</th> <th>上乗せする率</th> </tr> <tr> <td>規則別表第 3 号又は第 4 号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年<u>0.55</u>パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td>年<u>0.55</u>パーセント</td> </tr> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第 3 号又は第 4 号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年 <u>0.55</u> パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 <u>0.55</u> パーセント
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率								
規則別表第 3 号又は第 4 号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年 <u>0.45</u> パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 <u>0.45</u> パーセント								
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率								
規則別表第 3 号又は第 4 号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年 <u>0.55</u> パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 <u>0.55</u> パーセント								

鳥取県告示第339号

平成 8 年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。
 平成25年 4 月18日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成25年 4 月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前									
<table border="1"> <tr> <th>貸 付 利 率</th> <th>利 子 補 給 率</th> </tr> <tr> <td>年<u>0.9</u>パーセント</td> <td>略</td> </tr> </table>	貸 付 利 率	利 子 補 給 率	年 <u>0.9</u> パーセント	略		<table border="1"> <tr> <th>貸 付 利 率</th> <th>利 子 補 給 率</th> </tr> <tr> <td>年<u>1.1</u>パーセント</td> <td>略</td> </tr> </table>	貸 付 利 率	利 子 補 給 率	年 <u>1.1</u> パーセント	略	
貸 付 利 率	利 子 補 給 率										
年 <u>0.9</u> パーセント	略										
貸 付 利 率	利 子 補 給 率										
年 <u>1.1</u> パーセント	略										

鳥取県告示第340号

平成 8 年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。
 平成25年 4 月18日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成25年 4 月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前																										
<table border="1"> <tr> <th>資 金 の 種 類</th> <th>貸 付 利 率</th> <th>利 子 補 給 率</th> </tr> <tr> <td>規則別表第 3 号の資金</td> <td>年<u>0.9</u>パーセント</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>規則別表第 7 号の資金</td> <td>年<u>1.525</u>パーセント</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の 資 金</td> <td>年<u>0.9</u>パーセント</td> <td>略</td> </tr> </table>	資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利 子 補 給 率	規則別表第 3 号の資金	年 <u>0.9</u> パーセント	略	規則別表第 7 号の資金	年 <u>1.525</u> パーセント	略	そ の 他 の 資 金	年 <u>0.9</u> パーセント	略			<table border="1"> <tr> <th>資 金 の 種 類</th> <th>貸 付 利 率</th> <th>利 子 補 給 率</th> </tr> <tr> <td>規則別表第 3 号の資金</td> <td>年<u>1.1</u>パーセント</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>規則別表第 7 号の資金</td> <td>年<u>1.725</u>パーセント</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の 資 金</td> <td>年<u>1.1</u>パーセント</td> <td>略</td> </tr> </table>	資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利 子 補 給 率	規則別表第 3 号の資金	年 <u>1.1</u> パーセント	略	規則別表第 7 号の資金	年 <u>1.725</u> パーセント	略	そ の 他 の 資 金	年 <u>1.1</u> パーセント	略		
資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利 子 補 給 率																											
規則別表第 3 号の資金	年 <u>0.9</u> パーセント	略																											
規則別表第 7 号の資金	年 <u>1.525</u> パーセント	略																											
そ の 他 の 資 金	年 <u>0.9</u> パーセント	略																											
資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利 子 補 給 率																											
規則別表第 3 号の資金	年 <u>1.1</u> パーセント	略																											
規則別表第 7 号の資金	年 <u>1.725</u> パーセント	略																											
そ の 他 の 資 金	年 <u>1.1</u> パーセント	略																											